○関東地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
八王子市左入町二五三番三から同市左入町二五三番九まで	前	三〇・九六～三一・〇四（キロメートル〇・〇一四）	
	後	二九・九九～三一・〇四（キロメートル〇・〇一四）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
長野県東筑摩郡生坂村九〇一八番一から同村大字東広津一三一五六番一まで	前	八・五〇～五五・〇〇（キロメートル三・九六〇〇）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	八・五〇～五五・〇〇（キロメートル三・九六〇〇）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野県東筑摩郡生坂村九〇一九番一地先から同村九〇三四番九地先	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月十三日

○中国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
雲南市木次町里方一三三四番一から同市木次町山方二九五番一まで	前	二八・〇〇～三六・九〇（キロメートル〇・〇六二）	
	後	二八・〇〇～四八・〇〇（キロメートル〇・〇六二）	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
福山市入船町三丁目五〇番から同市赤坂町大字早戸字鍛冶屋七二八番一まで	前	一五・五二～八六・一五（キロメートル七・六三三）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一九・〇五～八六・一五（キロメートル七・六三三）	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
鳥取市気高町八束水字鶴木谷七五五番一から鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開一八二番一まで	前	九・六〇～一六四・〇〇（キロメートル一八・三五五）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	九・六〇～一六四・〇〇（キロメートル一八・三五五）	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十三日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
鳥取市千代水一丁目一二一番から同市気高町八束水字鶴木谷七五五番一まで	前	八・五〇～一二四・〇〇（キロメートル七・三三二）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	八・五〇～一二四・〇〇（キロメートル七・三三二）	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所